

## 消防計画作成（変更）届出書

二部提出

令和〇〇年〇〇月〇〇日

遠賀郡消防長 殿			
<input checked="" type="checkbox"/> 防火 管理者 <input type="checkbox"/> 防災			
住所 福岡県〇〇市〇〇〇丁目〇-〇			
氏名 遠消 太郎			
別添のとおり、 <input checked="" type="checkbox"/> 防火 管理に係る消防計画作成（変更）したので届け出ます。 <input type="checkbox"/> 防災			
管理権原者の氏名 （法人の場合は、名称及び代表者氏名）	医療法人〇〇 理事長 消防 一郎		
防火対象物 又は 建築物その他の工作物の所在地	福岡県遠賀郡〇〇町〇〇〇〇-〇		
防火対象物 又は 建築物その他の工作物の名称 （変更の場合は、変更後の名称）	（仮称）遠消 病院新築工事		
複数権原の場合に管理権原 に属する部分の名称 （変更の場合は、変更後の名称）			
防火対象物 又は 建築物その他の工作物の用途 <sup>※1</sup> （変更の場合は、変更後の用途）	病院	令別表第1 <sup>※1</sup>	（6）項イ （1）
その他必要な事項 （変更の場合は、主要な変更事項）	防火管理者変更の為		
受付欄 <sup>※2</sup>	経過欄 <sup>※2</sup>		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

3 ※1欄は、複数権原の場合にあっては管理権原に属する部分の情報を記入すること。

4 ※2欄は、記入しないこと。

( (仮称) 遠消 病院新築工事 ) 消防計画

第1条 工事計画及び施工

- (1) 工事概要 (別紙1) のとおり
- (2) 工事工程表 (別紙2) のとおり
- (3) 関連業者一覧 (別紙3) のとおり
- (4) 連絡体制 (別紙4) のとおり

第2条 目的及びその適用範囲

この計画は消防法第8条第1項に基づき、防火管理についての必要事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。この計画に定めた事項は、( (仮称) 遠消 病院新築工事 ) の現場に出入りする者に適用する。

第3条 工事中の防火管理体制

- (1) 出火防止対策
  - ア 防火担当責任者及び火元責任者は、「日常の火災予防組織」(別紙5)により任務を指定し、それに従い日常の火災予防を行う。
  - イ 火元責任者は、「日常の自主検査チェック表」(別紙6)を用いて、担当区域内の日常の火災予防について自主検査を実施する。
  - ウ 火元責任者は、自主検査の結果、異常が認められた場合は、速やかに防火管理者及び防火担当責任者に報告するとともに、不備を改修し、再発防止に努めるものとする。
  - エ その他

防火担当責任者は、作業の開始前又は作業終了時にその日及び翌日の作業内容について防火管理者に報告する。

- (2) 放火防止対策
  - ア 建物の外周部や階段等には、可燃性の工所用資材又は梱包材等は置かないようにする。やむを得ず置く場合は、整理整頓し、難燃性シート等で覆い保管する。
  - イ 防火管理者等は、作業終了後に施錠の確認をする。
  - ウ 工事関係者以外の者の工事部分等への立入りを禁止する。
  - エ その他

工事部分への立ち入りは、入退管理データによりチェックする。

(3) 相互連絡体制

- ア 防火管理者は、必要に応じて火災予防上必要な事項について、防火担当責任者、火元責任者等に指導、監督を行う。

- イ 防火管理者は、工事関係者と相互に連絡体制を構築する。また、建築中の建物の管理権原が分かれている場合も同様とする。
  - ウ 防火担当責任者、火元責任者等は、工事の開始・終了の報告、溶接・溶断等の作業の事前報告、危険物品の持ち込み・使用の事前報告を防火管理者に行う。
  - エ その他
- 
- 

#### 第4条 地震対策

##### (1) 地震に備えての事前計画

- ア 地震対策を実施する責任者は、防火管理者とする。
- イ 建築中の建物の倒壊、施設物の転倒、落下防止及び火を使用する設備・器具（以下「火気設備・器具」という）からの出火防止を重点とし、次の予防装置を実施する。
  - (ア) 工事用資器材等の転倒防止措置
  - (イ) 工事用足場、資材等の落下、飛散防止措置
  - (ウ) その他

建築物、工作物等の安全確保の為に点検と補強

---

- ウ その他

地震に備えて、必要な非常用物品等を備える。

---

##### (2) 地震発生時の活動計画

- ア 工事関係者は、揺れがおさまったら、直近の火気設備・器具等の元栓の閉止及び電気の遮断を行い、火元責任者はその状況を確認する。
- イ 各設備器具等は、安全を確認した後に使用する。
- ウ 防火担当責任者、火元責任者は、地震終了後、工事部分等を確認し、被害状況を防火管理者に報告する。
- エ その他

被害があった場合は応急措置を行い、状況によっては工事を中止する。

---

#### 第5条 消火器等の点検及び整備

##### (1) 消火器等の配置場所の周知

- ア 防火管理者は、各防火担当責任者を通じ、消火器等の配置場所について各工事作業員に周知徹底する。
- イ 消火器等の数、配置場所を変更する場合は、その都度周知を図る。
- ウ その他

作業等により消火器が必要に場合は、使い回しをせず、新たに消火器を準備する。

---

##### (2) 消火器等の定期的な点検

- ア 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者は、定期的に巡回をし、消火器等が容易に使用できる状態であること及び周知された場所に配置されていることを確認する。
- イ その他

防火管理者は、定期的に自主検査の実施状況を確認する。

## 第6条 避難経路の維持管理及びその案内

### (1) 避難経路の周知

- ア 防火管理者は、各防火担当責任者を通じ、工事部分の避難経路について周知するとともに、避難経路図を作成し、工事現場の目に付きやすい箇所に掲示する。
- イ 避難経路を変更する場合は、その都度、“ア”の内容の周知等を図る。
- ウ その他

工事作業員が日時によって変わる為、その都度周知徹底を図る。

### (2) 避難経路の管理

- ア 避難経路には、資材等の物品を置かせないように徹底管理する。
- イ 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者は、定期的に巡回をし、避難経路が安全に利用できる状態となっているかを確認する。
- ウ その他

原則として、二方向避難を確保する。

## 第7条 火気の使用又は取扱いの監督

### (1) 火気の使用管理

- ア 火気を使用する工事を行う場合、防火管理者は、火気設備・器具を把握するために、防火担当責任者を通じ、「火気設備・器具の使用管理表」（別紙7）を作成する。
- イ 防火管理者は、防火担当責任者、火元責任者に対し、必要な指示を与え、火気設備・器具の管理、監督を行うよう命じる。

### (2) 火気の使用の安全対策

- ア 火気を使用する場所には、専用の消火器及び水バケツ等を配置する。
- イ 火気を使用する付近は、整理整頓し、可燃物等を置かない。
- ウ 火気設備・器具の使用前、使用後の点検を確実にを行う。

### (3) 喫煙管理

- ア 喫煙は指定する場所（以下「喫煙場所」という）以外では行ってはならない。なお、喫煙場所には、その旨を掲示する。
- イ 喫煙場所の周囲には、可燃物等を置かない。
- ウ 喫煙場所には、水等を入れた吸殻入れを準備する。

## 第8条 工事中に使用する危険物等の管理

### (1) 危険物等の使用管理

- ア 危険物等（危険物、火薬、ガス等）を貯蔵又は取扱う場合、防火管理者は、使用する危険物等を事前に把握するために、防火担当責任者等を通じて「危険物等の使用管理表」（別紙8）を作成する。
- イ 持ち込まれる危険物等が指定数量の5分の1以上又は指定数量以上となる場合には、貯蔵及び取扱いの規制が変わることから、消防機関へ必要な届出及び申請を行い、危険物等の適正な管理を行う。

(2) 危険物等の安全対策

- ア 危険物等を持ち込み、使用する場所では、火気の使用を禁止するとともに、危険物等の性質に応じた専用の消火器を配置する。
- イ 危険物等の付近は、整理整頓し、可燃物等を置かない。
- ウ 危険物等は、防火上安全に区画された場所で適正に管理する。
- エ 危険物等を保管する場所には、種類、保管量、責任者を明示した掲示板を設ける。

第9条 工事期間中の工事関係者への防火・防災教育

- (1) 防火・防災教育の対象者、実施時期、実施内容は下表のとおりとする。

対 象 者	実 施 時 期	実 施 内 容
全 員	工事開始前 毎日1回以上  作業開始前 週1回以上	1 工事中の消防計画 2 遵守事項の徹底 (1) 火気管理・喫煙管理 (2) 防火及び避難施設の維持管理 (3) 危険物等の管理 3 災害発生時の対応要領
防火担当責任者 火元責任者	工事開始前 毎日1回以上	1 工事中の消防計画 2 日常の火災予防の徹底 3 自主チェック表による自主検査の徹底 4 各自の任務分担と責任範囲 5 災害発生時における連絡体制の徹底

- (2) 防火・防災教育の記録の保存

防火管理者、防火担当責任者は、防火・防災教育を実施した日時及びその内容について、日誌等に記載し、その記録を保存する。

- (3) その他

防火管理者は、新たに現場に入ってきた工事作業員に必ず防火・防災教育を行う。

第10条 自衛消防訓練

- (1) 防火管理者は、( 4月・10月 ) に消火、通報及び避難の訓練を行うものとする。

※特定防火対象物は消火及び避難誘導を含む訓練を1年に2回以上、非特定防火対象物は1年に1回以上実施すること。

- (2) 自衛消防訓練の記録の保存

防火管理者、防火担当責任者は、訓練を実施した日時及びその内容について、日誌等に記載し、その記録を保存する。

- (3) その他

多くの作業員が従事する時期に総合訓練を実施する。

第11条 自衛消防隊

- (1) 組織の編成

ア 「自衛消防隊の編成表」(別紙9)を作成し、現場事務所や工事作業員休憩所等の見えやすいところに掲示する。

イ 各班及び班員は、工事現場の規模や作業員の数に応じて具体的に任務分担し、自衛消

防隊の活動内容を周知する。

(2) 災害発生時の活動

災害発生時に初期消火・通報連絡・避難誘導・応急救護の担当者は、下記のとおり速やかに行動する。

ア 初期消火

出火箇所に急行し、近くにある消火器を用いて積極的に初期消火を行う。

イ 通報連絡

災害発生時には、119番通報及び防火対象物本部隊へ連絡を行うとともに、周囲に災害が発生したことを知らせる。

ウ 避難誘導

(ア) 携帯用拡声器、メガホン、警笛等を使用して落ち着いて行動するよう誘導する。

(イ) 誘導方向が分かりにくいときは、誘導員が立って誘導する。

(ウ) 全ての作業員を緊急に避難させる場合は、無線機等の伝達手段を用いて行う。

(エ) 負傷者及び逃げ遅れた作業員の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。

エ 応急救護

負傷者がいる場合は、応急手当を行い、救急隊と連携を密にして速やかに搬送する。

(3) その他

消防隊を出火場所へ誘導するため、入口付近の目に付きやすい場所に、建物内部への進入場所及び各階に至ることが可能な階段の位置等を記した案内図を掲示する。

第12条 防火管理業務についての消防機関との連絡

消防機関へ報告、連絡する事項

種 別	届 出 の 時 期	届出者等
消防計画作成（変更）届出	工事中の消防計画を作成又は変更したとき	防火管理者
自衛消防訓練実施の通報	訓練を実施する概ね1週間前まで	防火管理者
消防活動上支障のある行為の届出	火災と紛らわしい煙又は火炎を発生するおそれのある行為をするとき	行為をしようとする者

## 工 事 概 要

工 事 名	(仮称) 遠消 病院新築工事	
発 注 者	医療法人〇〇、株式会社〇〇〇	
工 事 場 所	福岡県遠賀郡〇〇町〇〇〇-〇	
請 負 者	(仮称) 遠消 病院新築工事建設共同企業体 〇〇建設、〇〇〇〇組、〇〇〇建設、〇〇〇工務店	
現 場 事 務 所	名 称	〇〇〇〇工事現場事務所
	所 在 地	福岡県遠賀郡〇〇町〇〇〇〇-〇
	電 話 番 号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
建 築 概 要	建 築 面 積	2 5, 0 0 0 m <sup>2</sup>
	延 べ 面 積	6 0, 0 0 0 m <sup>2</sup>
	構 造	耐火 準耐火 その他
	階 数	地上 2 階 地下 階
	軒 高	1 0. 5 0 m
	建 物 高 さ	2 0. 3 0 m
	用 途	病院
主要設備概要		

# 工 事 工 程 表

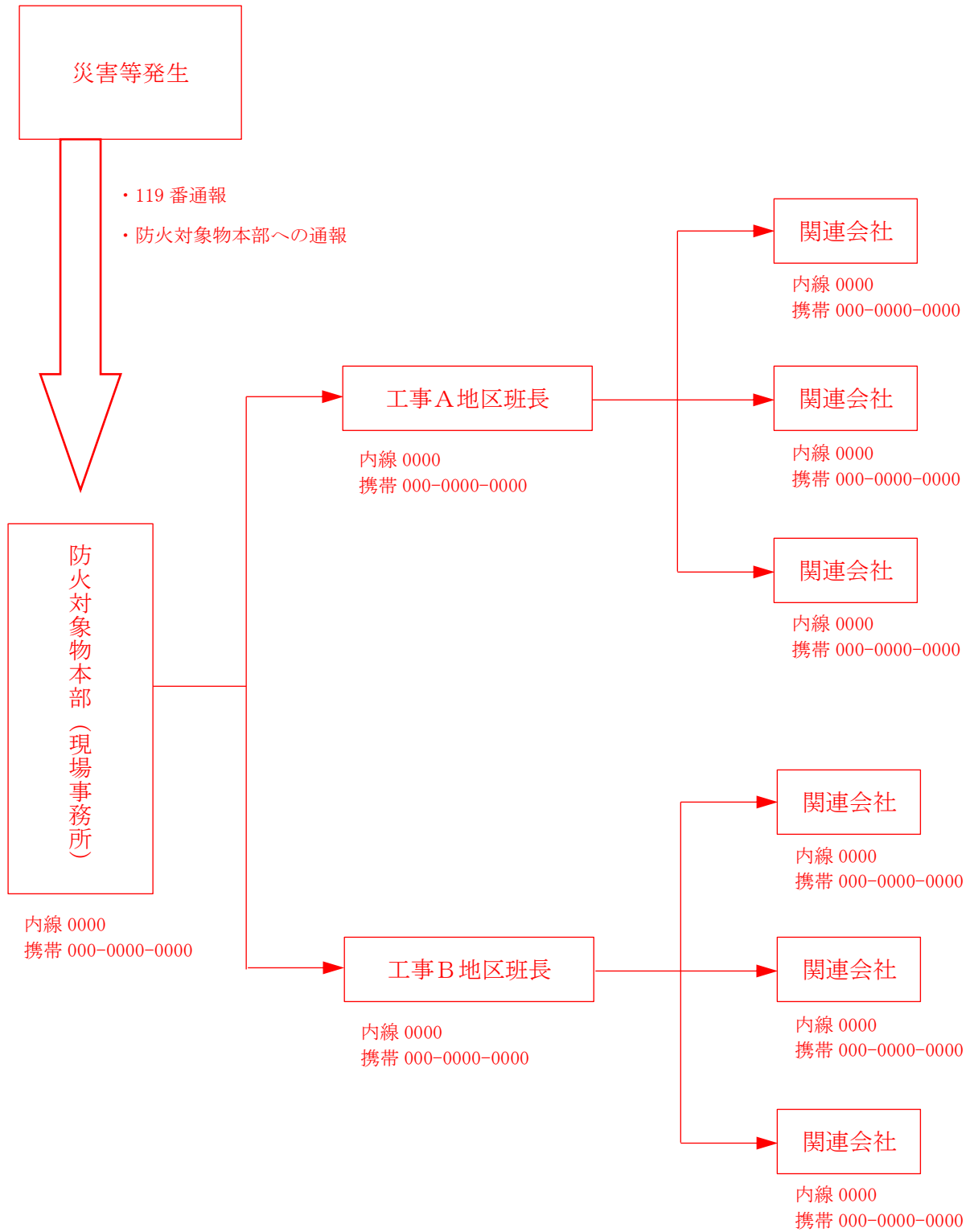
(※工事工程を記入する。)



## 関 連 業 者 一 覧

No.	業 者 名	工 種	連 絡 先	緊急連絡先
1	(株) ○○○工務店	解体	000-0000-0000	000-0000-0000 社長○○ 携帯
2	(株) ○○	SMW	000-0000-0000	000-0000-0000 ○○ 携帯
3	○○電気 (株)	仮設電気	000-0000-0000	000-0000-0000 代表○○ 携帯
4	○○建設 (株)	型枠工事	000-0000-0000	000-0000-0000 社長○○ 携帯
5	○○工業 (株)	左官	000-0000-0000	000-0000-0000 代表取締役○○ 携帯
6	○○建材 (株)	ガラス	000-0000-0000	000-0000-0000 社長○○ 携帯
7	(株) ○○産業	耐火被覆	000-0000-0000	000-0000-0000 社長○○ 携帯
8	○○○○建設 (株)	土工事	000-0000-0000	000-0000-0000 代表取締役○○ 携帯
9	○○○物産 (株)	鉄骨工事	000-0000-0000	000-0000-0000 社長○○ 携帯
10				
11				
12				

# 連絡体制



(※ 2系統の連絡手段を定めて記入する。)

## 日常の火災予防組織

防火管理者	防火担当責任者	業 務	火元責任者	業 務	
防火管理者 遠消 太郎	工事A地区 班長〇〇 〇〇	1 防火管理者の補佐	現場事務所 〇〇 〇〇	1 火気管理	
			休憩室 〇〇 〇〇	2 喫煙管理	
				3 避難路の確保	
	工事B地区 班長〇〇 〇〇	2 作業現場の監視	3 作業終了後の安全 確認	4 作業現場の整理整頓	
				4 作業現場の立入制限	5 消火器の維持管理
				5 火元責任者の指導 監督	6 地震時の初動措置
			作業2地区 〇〇 〇〇	7 その他	

### 日常の自主検査チェック表

その他に必要な検査項目があれば記入する。

(担当区域 工事A地区 )

日	曜日	検査項目										備考	
		終業時の火気確認	終業時の吸殻確認	消火器の維持管理	避難経路の確保	危険物の保管状況	可燃物の管理状況	(例) 防火戸の閉鎖確認	(例) 防火シャッター閉鎖障害	(例) 終業時の施錠管理			
1	月	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
2	火	○	○	○	○	○	○	△	○	○			資材放置直ちに撤去
3	水	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
31													

※青文字は、自主検査時の記入例であり、提出時に記入の必要はありません。

凡例 ○……良    ×……不備    △……即時改修

## 火気設備・器具の使用管理表

種類・数量	使用場所	期間	使用者・安全員	設置方法等
電気溶接機 2台	工事区域内	○月○日～ ○月○日	○○ ○○ ○○ ○○	使用の都度搬入し、可燃物のない安全な場所に設置する。
ガス溶断機 2台	工事区域内	○月○日～ ○月○日	○○ ○○ ○○ ○○	
トーチランプ 1台	工事区域内	○月○日～ ○月○日	○○ ○○ ○○ ○○	
高速カッター 1台	工事区域内	○月○日～ ○月○日	○○ ○○ ○○ ○○	
電気サンダー 1台	工事区域内	○月○日～ ○月○日	○○ ○○ ○○ ○○	

## 危険物等の使用管理表

種類・数量	使用場所	期間	使用者・安全員	保管方法
合成樹脂エナメル塗料 (第4類第3石油類) 総量 90 L	工事区域内	○月○日～ ○月○日	○○ ○○ ○○ ○○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保管場所に保管する。</li> <li>・使用する場合は、使用する量を小出しにする。</li> </ul>
合成樹脂塗料用シンナー (第4類第2石油類) 総量 20 L	工事区域内	○月○日～ ○月○日	○○ ○○ ○○ ○○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保管庫に収納し、施錠する。</li> </ul>

### 自衛消防隊の編成表

